

# 経済情報ピックアップ

1月

## ◆「成長戦略進化のための今後の検討方針」の概要

- 1/24日に第186通常国会が召集されました。政府は、今国会を「好循環実現国会」と位置付け、2013年度補正予算案、2014年度予算案の早期成立を目指すとともに、成長戦略に関する法案を30本余り提出する意向にあります。いよいよアベノミクス第3の矢が具体化し、動き出します。
- それに先立ち、1/21日に日本経済再生本部（本部長：安倍総理）は、「成長戦略進化のための今後の検討方針」を決定しました。これまで、産業競争力会議分科会等で集中的に議論し、成長戦略において残された課題として掲げられた3分野、すなわち、雇用・人材、医療・介護、農業を中心に、今後の検討方針を取り纏めたものです。今後、経済財政諮問会議等と連携しつつ、産業競争力会議において検討を進め、本年年末に改訂する成長戦略へ反映させていくとしています。
- なお、実現のスピードをあげるために、先駆的な規制・制度改革は、国家戦略特区や企業実証特別制度を積極的に活用することを明示しています。国家戦略特区については、本年3月を目途に具体的に区域指定を行うとしています。
- 検討方針では、3つの視点から検討することを謳っています。第1の柱は、「働く人と企業にとって世界でトップレベルの活動しやすい環境の実現」です。まず、(1)女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革（①「女性が輝く日本」の実現、②「柔軟で多様な働き方ができる社会」の構築等）が挙げられています。女性の活躍が進んだ企業や女性がトップの企業に補助金を出す、職務範囲が明確で高い職能の者を対象に、弾力的な労働時間制度を創設するといったものが目新しい内容です。
- また、(2)日本社会の内なるグローバル化（①外国人受入環境の整備・技能実習制度の見直し、②国際金融センターとしての地位確立への挑戦等）が挙げられています。外国人の技能実習制度につ

いて、実習期間の延長、介護等の分野の追加が盛り込まれています。

- さらに、(3)イノベーション・ベンチャー・ITの加速化と事業環境の向上（①IT利活用促進のための環境整備に向けた新たなルール作り等の推進、②企業活動の活性化を図るための税制等）が挙げられています。法人実効税率の引下げについては、財源確保のため、課税ベースの拡大が併せて意識されています。
  - 第2の柱は、「これまで成長産業と見做されてこなかった分野の成長エンジンとしての育成」です。具体的には、(1)社会保障の持続可能性確保と質の高いヘルスケアサービスの成長産業化と、(2)農林水産業の成長産業化に向けた改革です。
  - 前者は、①医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等、②患者ニーズの充足、競争力強化等のための保険制度改革、③予防・健康増進等の公的保険外のサービス産業の活性化等を挙げています。①の「非営利ホールディングカンパニー型法人制度」は、複数の医療法人と社会福祉法人を一体で運営できるようにすることで、経営の効率化が図れます。
  - 後者は、①企業ノウハウの活用・6次産業化の推進、②農林水産物・食品の輸出促進、③意欲ある多様な担い手が農業を展開するためのその他の環境整備を掲げています。農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の在り方等の検討等が明記されています。
  - 第3の柱は、「成長の果実の地域・中小企業への波及と、持続可能性のある新たな地域構造の創出」です。①活力ある持続可能な地域社会の形成及び中長期的発展のためのグランドデザインの構築、②地方版成長戦略の推進、③中小企業・小規模事業者の活性化等が挙げられています。
  - 検討方針は意欲的な内容ではありますが、懸案の解雇規制の見直し、混合診療の解禁、農地の企業所有の容認等、岩盤規制の改革には、未だ踏み切れていないようです。規制・制度改革の断行は、成長戦略の根幹です。さらなる議論を期待したいものです。
- （筑波総研チーフエコノミスト 渋谷康一郎）